

中世における近江堅田と諸勢力の動向——湖上の權益をめぐって——

渡 邊 慶 一 郎

はじめに

琵琶湖は畿内と北陸・東海を結ぶ流通路として、古代から往来が盛んであった。中でも近江国南西部にある堅田という土地は、琵琶湖の最狭部の西岸に位置するという地理的要因から湖上水運の要港であつたとされる。平安後期になると堅田に対する寺社権門の介入がみられる。一つは堅田御厨を設置した下鴨社^①である。堅田住人は御厨供御人となり、フナやコイなどの漁獲物を備進した^②。それに対して堅田側は下鴨社から琵琶湖全域の占有保障を受けたとされ、御厨論理と称される^③。もう一つは堅田庄を設置した山門である。山門横川楞嚴院領の堅田庄が史料上で見られるのは応永十七年（二四一〇）と室町期になつてからだが、条里制区画が残っており、その発生は平安末期にまで遡れると考えられる。また内部構造については、湖岸の村落地域が御厨で、下鴨社は供御人という人に対する支配を行つた。一方西方の条里制田地が庄園で、山門は土地に対する支配を行つたとされる。つまり両者の支配は重複するものと捉えられ、

このような両属関係は長期にわたつてみられる。さらに室町期には、堅田関という湖上の関所がみられ、また堅田住人による海賊行為の存在が知られる。近世には大津、八幡とならぶ程に栄えていたとき、その要因はこれらの湖上活動が特権であつたためと言われる。

このような堅田住人の湖上活動に関しては多くの研究がなされてきた。新行紀一氏は、堅田住人の權益を廻船・漁業・関務・上乗の四つに整理した上で「湖上特権」と評価し、堅田研究の基礎を講じた^④。水戸英雄氏はこの特権を下鴨社の御厨となることで得た自由通行権に起源を持つと論じ、また本願寺、六角氏、織田氏との関わりの中から堅田における一向一揆の性格をまとめた^⑤。網野善彦氏は堅田御厨、堅田庄の成立や内部の自治的運営を明らかにした^⑥。横倉譲治氏はこれら先学の研究を踏まえた上で、古代から近世までの堅田について通史的にまとめ、新たな視点からの研究を行なつた^⑦。その他にも堅田の漁業に着目した佐野静代氏^⑧、堅田の一向一揆を論じた井上鋭夫氏や峰岸純夫氏など、多方面からの堅田研究が積み重ねられてきた。

これらの先行研究を受け、第一章では堅田住人が持ったとされてきた「湖上特権」についての再検討を目的とする。新行氏が論じた「湖上特権」は、これまで無批判のまま堅田研究の根幹とされてきたが、他の湖岸集落との比較検討や社会背景などを考えると、再度基礎から見直す必要があると考える。また『本福寺跡書』や『本福寺由来記』といった十六世紀前期に堅田本福寺の住持が記した史料は、これまでの堅田研究で多く用いられてきたものであるが、そのまま利用するには注意が必要だとする研究者もいる。^⑭確かに十五世紀以前に関する記述の信憑性は低いものであり、本稿でも極力、当該史料の利用を避けて論じていく。続いて第二章では室町期及び戦国期における山門や本願寺、六角氏との関わりの中で堅田という一地域がいかに展開したのかを明らかにすることを目的とする。また各勢力の堅田に対する動向と堅田内部の動向をみていくことは中世における地域社会の実態の一端を明らかにできる。

第一章 「湖上特権」の再検討

第一節 下鴨社に由来する「特権」―廻船権・漁業権―

「湖上特権」の内の廻船権と漁業権は、御厨論理である湖上の占有と船の優越的所有とによって成り立っていたとされ、^⑮どちらも下鴨社との関わりから論じられる。しかしながら、この両「特権」の根拠にはいくつかの疑問点がある。そこで本章では他浦との比較や社会背景の変遷から、下鴨社に由来する堅田の廻船と漁業について

再考を試みる。

(1) 廻船権

廻船権について新行氏は莊園領主の年貢物と隔地間流通の商品を主な貨物とし、造船業による圧倒的な船所有を基盤に大部分を取り扱い、さらに商業活動と結合して発展。これらは御厨論理が根底にあった、としている。^⑯つまり船の優越的所有と御厨論理が廻船権を「特権」とする根拠となっている。

まず船の優越的所有についてであるが、新行氏は慶長六年（一六〇二）の諸浦の船数調査の史料を提示し、堅田の船数が全体の六パーセントで大半を占めていることを確認した。さらにこの船数は時代を遡るほど大きかったと述べている。また造船に関しても天正十二年（一五八四）、秀吉による船大工の諸役免除に関わる史料から堅田居住の船大工の多さを指摘した。^⑰その後の研究でも堅田の造船については不明確であるものの新行氏の論を受け継ぎ、堅田の「湖上特権」を語る上で、船の優越的所有を前提としている。^⑱しかし戦国末期から江戸初期における堅田の船及び船大工が他を圧倒していたという事実を、古代から中世前期の堅田廻船の「特権」に結びつけることはできない。その間には多くの戦乱があり、堅田の船も軍船として徴発されている。すなわち中世前期の廻船について考える必要がある。

当時の堅田廻船について記す具体的な史料はみられない。そこで

他の湖岸地域をみていくことで相対的に捉えるという方法をとる。まず古代より京都の外港として栄え、諸国からの年貢輸送や京都からの下向者が往来する最たる港であった大津をみていく。大津は七世紀後期の天津宮として栄えたが十年足らずで廃絶、その後「古津」と称された。しかし東国、北国との交通の要港としての機能は残り、八世紀末、平安京遷都に際して大津と称する詔が出された^①。その後、大津には山門領東浦と寺門領西浦の存在が確認できる^②。このことから、大津は平安期以降も京都の外港として存在し、そこでの廻船業も容易に推測される。また古代から中世にかけて、京都の貴族や寺社の僧などが大津より舟に乗って東国へ下る様子は日記史料等で頻繁にみられる^③。

次に湖東の要港朝妻である。天曆四年（九五〇）十一月二十日、東大寺封戸庄園井寺用帳によれば美濃国の封戸百戸からの庸米の輸送に關し「朝妻定」の舟賃として百二十石が支払われている^④。また西行の詩に「おぼつかないぶきおろしの かささきに あさづまぶねは あひやしぬらん」とあり、「朝妻舟」が知られる^⑤。まさしく船の所有と廻船の存在を示すものである。

さらに高嶋郡の要港船木である。この地は安曇川河口の集落であり、中世には上賀茂社に勤仕する船木北浜供祭人の根拠地であること、山門支配下の船木関が置かれたことなど、堅田と類似する。貞永元年（一二三二）六月三十日の官宣旨に「船木北浜供菜人」、「彼河新古余流南北遠近之江海、一向停止甲乙之濫妨」とあることか

ら船の所有と、湖上での權益が存在したことは明らかである。その他、湖北の大浦や菅浦などの漁撈活動も中世初期にまで遡れる。

こうした事例から、平安・鎌倉期に琵琶湖沿岸の主要な浦々では船の所有が見られ、廻船が存在していたと言える。つまり堅田に船の優越的所有があり、また湖上を占有したとするのは誤りで、中世前期までの堅田廻船は他浦の廻船と同等であったと言えるのではないだろうか。そこでもう一つの「特権」根拠である御厨論理について、漁業権と併せてみていく。

（2）漁業権

堅田住人と漁業の関係も古代からみられる。先述したように下鴨社に漁獲物を供物として備進する代わりに湖上における自由通行の保証を受けることができた。そのため堅田住人は中世末まで下鴨社との関係を持ち続けたとされる^⑥。建久五年（一一九四）には鯉十喉、鮒五十喉、鮓五十喉、鮑二斗、海老三斗が供物であったことがわかる^⑦。

寛治四年（一一〇九〇）の史料から、高嶋郡安曇川御厨の領有を主張する上賀茂社に対し、「堅田網人」が下鴨社を通じてその折半を求めたことが読み取れる^⑧。さらに堅田網人の網二帖が国役を免除されていた。新行氏は「堅田国免地化」と評しており^⑨、また網野氏は、これ以前に堅田網人が高嶋郡まで漁に出ていたということから自由通行と漁撈の特権の存在を主張している^⑩。さらに建久七年（一一九

六)、堅田住人と高島郡音羽庄(当時石山寺領)住人との間で漁場相論が起きる^{④)}。その対象は「庭地・片地両網地」とあるが、これはおそらく音羽庄の沖にあつたと考えられる。安曇川御厨の例同様、堅田網人が高島郡へ度々漁に出ていたことは明らかで、彼らは下鴨社を上部権力として、湖上全域を自身の漁場と認識していたことを示す。後の記録ではあるが、「鴨領湖十二郡ヲ知行シテ日供ヲソナヘイマニタヘセス」とあることからとも言えよう。しかし重要なのは他浦にも漁民や供祭人がおり、漁場相論が起きたという事実である。この二例ではその結果を知り得ることができない。実際に湖上占有という堅田側の御厨論理が湖岸全域の共通認識として通用していたのだろうか。

十四世紀になるが、湖北の菅浦との間で漁場相論が起きたことが『菅浦文書』からわかる。菅浦は湖北の漁村であり、三方を山に囲まれ田地がほとんど無かつたため、漁撈を主として生活していた。その菅浦の漁場を堅田住人が荒らしたのである。これに対し菅浦住人は建武二年(一二三五)以前に、「堅田浦漁人等、動致^{⑤)}違乱^{⑥)}之間、為^{⑦)}断^{⑧)}絶彼煩^{⑨)}」という理由で内蔵寮の供御人となった。しかし堅田側は「違乱」は止めず、朝廷に訴えられたことが以下の史料からわかる。

【史料一】^{⑩)}

内蔵寮領近江国菅浦供御人申、乱^{⑪)}入而当寮守護并近隣地頭御家人、背^{⑫)}先規^{⑬)}、致^{⑭)}狩獵漁以下悪行、禁制之處、堅田浦者共乱

中世における近江堅田と諸勢力の動向

入事、為^{⑮)}事實^{⑯)}者太不^{⑰)}可^{⑱)}然、任^{⑲)}先例^{⑳)}早可^{㉑)}令^{㉒)}下知^{㉓)}給^{㉔)}之旨、天氣所^{㉕)}候也、仍執達如^{㉖)}件、

応永三年八月日

(中山)満親(花押)

内蔵頭殿

南北朝の動乱のためか相論は六十年余りも続いていたようで、応永三年(一三九六)、後小松天皇の綸旨によつてようやく収束がつき、さらに翌年、両者の間で四至勝示の設置に至つた。

【史料二】^{②)}

近江国堅田与菅浦海上相論事

右契約趣者、海津之地頭所之御媒介仰申、潮上^{㉗)}のすなとりの

(四至勝示)

ししはうしを定申処如^{㉘)}此、然塩津口西東并大崎同海津前不^{㉙)}

(有脱)

可^{㉚)}ニ子細^{㉛)}者也、就中小野江・片山・ほうちやう被^{㉜)}直^{㉝)}差候

条、殊更以喜悅候、然間此上者、海上すなとりにて、聊雖^{㉞)}

為^{㉟)}子々孫々、違乱妨成申、更々不^{㊱)}可^{㊲)}有者也、仍為^{㊳)}後年証拠^{㊴)}

(至榜示)

明鏡四時はうし状如^{㊵)}件、

今堅田 道賢(花押)

西浦 妙願(花押) 次郎左衛門(花押)

惣領 道寂(花押) 道信(花押)

道満(花押) 道観(花押)

道忍(花押)

応永四年十一月廿四日

堅田住人にとっては湖上全域を自身の漁場と認識していたのだろ

うが、菅浦側も自身の生活のため内蔵寮の供御人となり堅田の進入を防いだのである。つまり鎌倉期から南北朝期にかけての湖岸の村々は、自身の權益を守るため上部権力との結びつきを必要としたのであり、ここにおいても両者は対等な立場にあったと言える。菅浦の場合は十四世紀と比較的遅い例であるが、栗津橋本の供御人や先述した船木の供祭人などは堅田同様、平安期よりみられる。

また堅田住人の漁撈について佐野氏は、小糸網・延縄漁といった漁法を堅田のみが持ちえた高度な技術としているが、その論拠としている伊賀敏郎氏の著書をみても、その史料の根拠はみられなかった。^⑤

以上のように古代末期から中世前期における堅田の廻船権と漁業権は下鴨社との関係と船の優越的所有から「特権」とされてきたが、他浦と比較することでいずれも成立しないことは明らかで、むしろ同等程度の權益であったと評価すべきである。

第二節 山門に由来する「特権」——関務権・上乘権——

山門領堅田庄の成立は平安後期まで遡るであろうことは先に述べたが、堅田支配の動きが史料でみられるのは十三世紀後期以降になる。中でも「湖上特権」とされる関務権と上乘権は山門との関わりの中で論じられる。本節ではこの二点を鎌倉・室町という時代背景の中で考察していく。

(1) 関務権

堅田の関務権については文明元年（一四六九）、真宗門徒の弥太郎衛門が「カタ、西切ノ関代官」であったという文言から、代官請負制が指摘されている。しかし個人的な代官の存在から堅田の「湖上特権」とまで言えるだろうか。さらに堅田関は山門の權益であるという根本原理を考慮する必要がある。

山門による堅田支配は鎌倉期に入って強くなり始めたようで、弘長三年（一二六三）に「堅田浦」の検断職に関し横川と西塔の相論が生じたことを示す史料が残っている。^⑥これによれば堅田浦には横川領の他に西塔領も存在し、そのため両者の間に相論が生じたが、結果的に院宣によって横川の検断職が認められた。この堅田浦とは湖岸部、つまり集落地域であると考えられる。先述した下鴨社の堅田御厨と山門領堅田庄という二元論でいえば前者にあたる。御厨の場合は漁獲物の供御備進のみであったから、それ以外の余剰生産物や治安維持に関して山門が介入したのであろう。

それから十年も経たない文永八年（一二七二）、横川衆徒は先の堅田浦検断権を基にした行動を起こす。^⑦このことに関して網野氏、横倉氏が詳細な検討を加えている。^⑧衰退期に差し掛かっていた仁和寺菩提院は鎌倉幕府御家人の安東平右衛門蓮聖に百五十貫文の金を借りたのだが、その出資には横川の還尋僧都も関わっていた。その後、彼らは返済を求めても叶わなかったため、堅田浦において菩提院領越中国石黒庄山田郷からの年貢運送船を点定し勝載物を移取し

たということである。網野・横倉両氏とも堅田関の機能の淵源として捉えている。

間は空くが、応永十八年（二四二一）にはじめて「諸関湖上奥嶋・堅田・坂本六カ所等」と史料上に明確に現れる。この頃は將軍義満による日吉杜参詣や山門使節の設置など、幕府による山門統制が行われ、使節の円明坊などによって堅田の関は確立されたと考えられる。^④ 続いて永享五年（一四三三）から同七年、將軍義教による山門騒乱によって山門使節は改変され、嘉吉元年（一四四一）には新たに護正院兼全が室町幕府から「堅田奉行職」に安堵されている。^⑤

このように鎌倉期になると山門は堅田湖岸地域の支配にも乗り出し、さらに室町期になると義満の政策を受けて関所の設置を可能としたのである。ただし応仁期までの堅田関において堅田住人の関与はみられない。この関所は山門が設置したものであり、その収益も山門に入る。堅田住人に与えられたのは関所の管理権のみであり。^⑥ 当時の堅田関は堅田住人の経済基盤と直接結びつかないと言える。

（2）上乘権

上乘権の前提には堅田住人による他浦の廻船への海賊行為があった。他浦の廻船従事者は相応の代価を支払うことで、特定の堅田住人による保証を受けることができた^⑦とされる。その際、堅田側の人間が船に乗り込むことで保護対象の船であることを示したので、上乘と言われる。後には「ハタシルシノコトク、ヒラ／＼ヲサシアケ

テ」^⑧とあるように、その家紋などを旗印として与えるようになっていった。

「湖上特権」の一つとして挙げられる上乘権に関しては諸研究者も詳細に語られておらず、未だ問題点の多いものである。新行氏は堅田住人の海賊行為の起源を堅田以外の浦が湖上廻船に進出した時とし、各浦はこれを避けるため、堅田の特権を承認し通行安堵の保証を得た。それが上乘であるとしている。また廻船の「二次的特殊権益」と定義付けた。^⑨ この指摘は堅田廻船の特権を前提としているが、第一節でみてきたように中世前期の廻船は他浦のものと同等であつたから、堅田住人が上乘権を所持するに至った要因は別にあると考えられる。

上乘権の初見史料は永享七年（一四三五）とされるが、^⑩ 十四世紀末期頃まで遡れるだろう。この頃は南北朝統一の時期で比較的安定した社会状況にあり、先述の通り堅田関の形成過程にあつた。また史料上でみられる上乘の保証を受けた浦は、大浦・菅浦・海津そして現在の長浜のみだが、いずれも主要航路の起点であることから湖上各浦がそれぞれ堅田の上乗権の支配下にあつたと新行氏は述べており、^⑪ 湖上交通、物的流通が盛んになってきたことに由来すると考えられる。つまり海賊行為の起源は、室町期の商品経済社会を背景に登場した堅田関の設置時期と考えられる。琵琶湖最狭部とは言え現在の地形でも約一・五キロメートルもあり、各廻船が湖岸の関所に立ち寄らず通過するということは容易に想像がつく。そこで強制

的に関所を通過させるために武力をもって監視を行ったのが堅田の海賊行為の起源であった。後にそれを避けた各浦の人々の中で、堅田住人と縁を持つことのできた者が安全な航行を可能とした。

このように関と上乗には相互関係があったと言える。また応仁二年（一四六八）の堅田大賣の際の一連の流れを記した以下の【史料三】傍線部（二）には「関上乗」と併記され、一時的に山門の影響力の強い坂本へ移されたことも両權益の関係性を示してくれる。

【史料三】

応仁二年、花ノ御所ノ御材木上ル年ヨラミナミタマハル井公方ノ御蔵奉行モミ井方財物ニ海賊ヲカクル、ソノ罪科故、延暦寺ヘイキトフリアリテ、^三山門ヨリ成敗ニヨテ関上乗ヲ途津三浜馬借等陰隣堂ニタテヲキタリ、^三其已後又三院ヨリ途津三浜ヲ発向ノトキ、堅田衆手ヲクタキ退治ヲ加ヘキ一義有レ之間、堅田四方ノ兵船ノテツカイヲモテ、命ヲチリアクタニカロンシテ、セメハコミクツシ、焼ハラヒ、本意ニ落居ス、仍関上乗ヲ取返処也、（中略）カ、ル惣庄ノ大慶ニ上ノ関ヲ全人衆ヘ殿原衆出ノ砌、一兩年知行ノ処ニ、本福寺ノ明願異見ニ関ヲトルニ、万端カマフ儀多カルヘシ、タ、^四コノ関ヲ斟酌シテ、公儀国方ノマカナイ、家別屋別トキナラヌ出錢ク、リ事、何シラスニナリテ、コノ上ノ関ニテセラルヘキナリト、返テヨカルヘキトノ義ニテ、ソノ理ニテ上ノ関屋ヲカヘシタリケリ、

また文明六年（一四七四）には山徒静住房岩千代丸が、楞嚴院慈惠大師御廟の燈明料として今堅田の上乗職を永代買得しており、関と同じく次第に山門の支配下に置かれるようになっていった。

以上、関務と上乗についても考察を加えてきたが、商品経済社会により関所の経済効果は大きく、山門は湖上に多くの関所を設けた。その中の一つが堅田関であった。ただし堅田の住人は関自体に関与しておらず、湖上において関所通過を逃れる者に対し海賊行為を行ったと考えられる。そこから派生して登場したのが上乗であるが、またこれも山門の収益として扱われる事例がみられる。

廻船と漁業の特権とする御厨論理と船の所有は他浦を脅かすものではなく、同等のものであり、さらに関務と上乗は堅田内に莫大な利益をもたらしものではなく、あくまで山門の權益であったことが明らかとなった。つまり十五世紀後期頃以前までの堅田に「湖上特権」と呼べるほどの權益は存在しなかった。しかし豊臣政権期から江戸期にかけての堅田が経済的、軍事的に重要視されていることは明らかであるから、その展開がみられるのは十五世紀後期以降、特に戦国期であったと考えられる。

第二章 十五世紀後期以降における堅田の展開

十四世紀頃より農漁山村では生産力が向上し、経済的余裕から分業が進んでいた。さらに職商人層が増加し、その人々の集住地として都市が形成される時期で、商品経済社会の始まりと言われている。^⑤

こうした社会背景によって堅田という漁村も次第に経済的に発展していくのだが、そこで重要なのが本願寺派の存在であり、十四世紀末頃より本願寺派の門徒間流通路による交易から経済発展を遂げていったとされる。このような本願寺派との結合は、堅田内部にも変化をもたらした。本章では山門・本願寺・六角氏の動向に留意しつつ、堅田住人の主体性と権益の展開を明らかにしていく。

第一節 本願寺と山門の動向

(1) 本願寺派の近江布教

室町期以降の堅田は真宗本願寺派との関わりを抜きにしては語れない。堅田内における真宗のはじまりは善道の帰依で、のちの本福寺である馬場道場を創建した。詳細な年代は不明だが、十四世紀前期頃と考えられる。その子の覚念は一時禅宗に帰依したが、三代目の法住（一三九七—一四七九）は再び真宗に帰依した。当時の本願寺派は「大谷殿様ハ至テ参詣ノ諸人カツテオハセス、シカルニシル谷仏光寺名帳絵系図ノ比ニテ、人民雲霞ノコトク拳、耳目ヲ驚ス」とあることから窮乏を極め、同じ真宗でも仏光寺派や専修寺派が主流であったと考えられる。しかし先に述べたように十四世紀末以降の社会背景と門徒間交易により、本願寺派は経済成長を遂げていくことになる。そして本願寺派をさらに繁栄させるに至るのが八代目法主蓮如であった。

まず近江における本願寺と山門の関係をみていく。寛正六年（一

四六五）に山門の衆徒が大谷本願寺を襲撃する事件が起きる。これは寛正の法難と呼ばれるもので、その理由は、青蓮院の末寺的存在に過ぎなかった本願寺の経済的立ち上がりと独立化への方向が山門にとって許し難いものあり、本願寺をたたくことによって、真宗道場全体をおさえ、またその利潤の吸い上げをはかったものと横倉氏は述べている。このことから蓮如期の本願寺派は経済的發展を遂げていたと考えられる。

次に本願寺派の門徒拡大についてみていく。長禄三年（一四五九）から寛正五年までの五年間には近江諸道場や門徒に名号・絵像を下附している事例が二十八もみられ、その内には本福寺の法住に對するものも含まれる。これが当時の本願寺の門徒拡大方策であり、次第に近江湖西湖南地域を中心に門徒を拡大していく。法住以外には金森の道西や赤野井の慶乗などが挙げられ、いずれも周辺門徒の中心寺院であった。ではなぜこれほどまでに門徒の拡大を可能としたのであろうか。それについては寛正の大飢饉が関係していると峰岸氏は論じている。当時の社会状況は旱魃、台風、洪水などの自然災害により京都では八万もの餓死者を出すほどであった。その被害は近江の村落などではなおさら顕著に見られたであろう。蓮如の布教活動は飢饉という情勢であったことも働き、多くの人々の心を捉え、急激な門徒拡大を可能にしたことである。また本願寺派が特に布教の対象とした地域には共通点がある。それは越前の吉崎や伊勢長島、摂津石山のように、いずれも陸上・水上交通の要衝で發展

が見込まれる地域、さらに流水域のため莊園が設置されない地域であった。^④ 堅田という土地はその条件にあてはまる。このように湖西地域の本願寺派は堅田の本福寺を中心に経済発展を遂げていたのである。

(2) 堅田大賣

横倉氏が述べたように、山門にとって膝下における本願寺派の拡大は当然許しがたいものであった。寛正の法難はそうした背景で起き、弾圧を受けた蓮如は近江の諸道場を転々とする。文正元年（一四六六）には金森の道西道場で、^⑤ 翌応仁元年には堅田の法住道場で報恩講が行われている。^⑥ 翌二年、山門は再び本願寺派の弾圧を行った。これが堅田大賣と呼ばれるもので、この時の様子を記したのが先掲の【史料三】である。傍線部（一）には堅田住人が幕府の蔵奉行の輸送船に海賊行為をかけたことが大賣のきっかけであり、幕府が山門に堅田の処罰を命じたものと記されている。ただし先の山門支配下での本願寺教団の門徒拡大や寛正の法難、蓮如の堅田避難を考えれば、この大賣も山門による本願寺教団の弾圧という目的も含まれていると考えられる。さらに言えば、堅田を拠点としていた関務の再統制、一向一揆の弾圧ということである。関務の機能が、大賣後に山門の影響力の強い坂本に移されたということは先に述べたが、これは堅田住人の真宗門徒化及び山門への反発が背景にあったとも考えられる。そのため武力をもって堅田の町を襲った。また、寛正

の法難に反発した門徒衆の武力蜂起は一向一揆の嚆矢とされる。山門は自身の権益として堅田関を保有してきたが、一向一揆はその保有を揺るがせるものであった。これらのことから、一向一揆を内包した寺内町堅田に対する弾圧と財政基盤である関銭徴収の安定化とが山門にとっての重要課題であったと考えられ、堅田大賣は応仁の乱に起因する権力間の対立だけではなく、山門方と一向一揆との権益をめぐる闘争であったと言える。

ちなみに堅田内の真宗門徒化という問題であるが、先行研究では百姓や商工業者から拡がっていったもので、番頭など指導層の多くは臨済宗であったとされている。^⑦ しかし先掲【史料二】の菅浦との相論で署名した番頭らは、名に「道」という字を持つことから本福寺開基善道の頃の門徒と考えられる。これは堅田内の中枢が十四世紀末期には本願寺派に帰依していたことを示す。それでは山門衆徒に攻め込まれた後の堅田内部はどうなったのであろうか。

(3) 大賣による堅田の内部変化

堅田大賣によって堅田の地を追われた住人は、対岸の蒲生郡沖島へ逃れていたが、二年後の文明二年に還住を許される。ただしその条件には「礼銭礼物」の支払いがあり、『本福寺跡書』によれば「法住ハ三百八十貫文、弟法西ハ八十貫文、大北兵衛ハ百二十貫文、塩津兵衛入道法円ハ百貫文、^⑧」という大金であった。当時の一貫は現在のおよそ一〇万円とされるから、ここに記載されている分だけ

でも六八〇〇万円である。さすがにこの額には誇張があろうが、本福寺門徒が相当の経済力を有していたことは明らかにされよう。ここで堅田住人の経済的な優劣が内部の上下関係に影響を及ぼした。財力を有した真宗門徒のみが還住を可能としたため、これ以後、地侍層で構成される「殿原」、百姓や商工業者で構成される「全人」という階層区分の名称は見られなくなり、新たに「堅田諸侍」という名称が現れる。^④居初氏や刀禰氏といった大賣前からの番頭衆、地侍層に加えて、猪飼氏や南氏、隅田氏が諸侍としてみられる。後述するが、彼らは真宗門徒であるから還住後も堅田の中樞には本願寺派の本福寺があつた。

次に坂本に移された後の「関・上乘」についてみていく。【史料三】傍線部(三)では「其已後」としか書かれておらず、いつのことかは明確でないが、山門主導のもと堅田住人が加わって坂本へ攻め込み、移されていた「関・上乘」を堅田に戻したとわかる。この一件の年代に関して下坂守氏は、山門による坂本攻撃が最大であった、明応二年(一四九三)の坂本の馬借蜂起の後という新たな見解を示した。^⑤これに対し横倉氏も「重要な指摘」であると評価するも、関・上乘を手放している期間があまりに長すぎるとし、文明四年(一四七二)九月の坂本馬借による日吉社攻めと、同六年十月の記録に今堅田の上乗職の事があることから、文明四年頃と想定している。^⑥加えて、もともと山門が関・上乘を移すきっかけとなった大賣の目的には本願寺派の弾圧があるのだから、蓮如が吉崎へ下向して

いた文明三年から同七年の間に返還していたと考えられる。

山門は本願寺派の弾圧を行い、蓮如は吉崎へ逃れた。しかし【史料三】傍線部(四)から、山門の権益であつた堅田関が堅田内部に収益をもたらしようになっていくことがわかり、これ以後山門の堅田支配は薄れていく。山門権力の失墜とまでは評価しえないが、文明年間には山門による堅田支配に陰りが見え始めた時期であつたと言えよう。そしてその背景には十四世紀より次第に浸透していった本願寺派があつたことがわかる。

第二節 戦国期における本願寺派と六角氏の動向

(1) 蓮淳による真宗門徒の再統制

堅田大賣及び還住という一連の事件を経た堅田内部の構造は大きく変化した。経済力と武力を兼ね備えた諸侍層は堅田内の指導層となり、彼らを牽引してきた本福寺も未だ湖西門徒の中心として存在した。しかし本福寺の隆盛にも陰りがみえ始める。文明元年(一四六九)頃、吉崎へ下向する直前の蓮如によつて大津の園城寺敷地内に近松御坊が建立された。近松御坊には蓮如の嫡子順如が住持として入っていたのだが、同十五年(一四八三)五月二十九日に没したため、蓮如の第十三子の蓮淳が住持職を継いだ。^⑦彼は蓮如・実如・証如の三代の間、教団経営に手腕を発揮した人物で、特に証如の代にはその外祖父として、本願寺の教団組織を改革し、真宗教団の勢力を高めた人物として評される。^⑧大津近松願証寺を本拠とした蓮淳

は蓮如晩年期から近江の真宗寺院の再統制を計り、まず湖南門徒の中心であった赤野井御坊に介入。さらに永正十五年（一五一八）十一月、堅田に新造した新在家御坊（以下慈敬寺）に移り、近江の教線改編を進めていくことになる。

本願寺教団の勢力拡大のためには、本福寺のような有力大寺院は排除対象であった。事実、本福寺五代住持明宗は永正十五年（一五一八）、大永七年（一五二七）、享祿五年（一五三二）の三度にわたって蓮淳から勘気を蒙っており、大永・享祿年間（一五二一—一五三二）には本福寺は衰退している。一家衆寺院である慈敬寺を湖西門徒の中心寺院に位置づけることには、本願寺教団中枢の経済力、そして堅田の諸侍層をはじめ、国内の一向一揆を統制する軍事力の向上という目的があったと考えられる。

本福寺門徒は本福寺を介してのみ本願寺と繋がることができたのだが、慈敬寺門徒は直接本願寺に伺候できるもの、つまり直参身分になれるものであった。こうした直参化の動きは遠隔地の門徒からみられ、『天文御日記』の天文八年（一五三九）六月十四日と翌九年七月十七日条からは堅田諸侍の猪飼氏、南氏、隅田氏の三名が直参身分を持つ慈敬寺門徒であることがうかがえる。一方の本願寺からしても堅田という重要拠点の掌握を可能とし、山門や六角氏に対する牽制の意味をもった。さらに明応の政変後の本願寺は政元政権と協調関係にあり、これによって北陸門徒の安定、中央政界における地位の上昇、畿内における教線の伸張を可能としたとされる。

以上のように堅田に対する山門支配の衰退と本願寺派の伸張は明らかであり、十五世紀末から十六世紀前期において蓮淳は近江の真宗寺院の基盤を築いたのである。ただし蓮淳による再統制が行われたからといって堅田という在地の内部構造が果たして一枚岩であったかは、より実態的な考察が必要である。田口綾氏はこの本福寺の衰退期に記された『本福寺由来記』・『本福寺跡書』の記述から、慈敬寺の蓮淳による再統制が本福寺の衰退を招き、そうした背景で記された両史料には執筆者である本福寺住持の主観が入っていたと論じた。つまり堅田内の両寺院は同じ真宗本願寺派でありながらも、その間には確執が生じており、内部対立を引き起こす可能性を持っていた。

（2）六角氏の近江支配と堅田

六角氏の台頭及び湖西地域への介入の画期となるのは応仁・文明の乱である。さらに連続して起きる幕府による二度の六角氏追討、明応の政変により近江国の支配状況は大きく変化していくこととなる。まず近江国内の過所発給についてみていきたい。過所とは関所の通過に関する差配であり、長祿三年（一四五九）十一月の史料からは幕府から山門に対して過所が発給され、さらに山門使節によつて坂本七ヶ関・堅田関・日吉船木関に伝達されていたことがわかる。しかし応仁・文明の乱後には山門を介した過所発給はみられず、文明十六年（一四八四）七月には幕府から六角高頼に対して分国中の

諸関への過所を發給している。^⑦さらに享祿四年（一五三二）と天文二十二年（一五五三）の史料からは六角氏が独自に發給していることがわかる。^⑧いずれも堅田関に対するものではないが、近江国内において六角氏が流通路の統制を行っていたことは明らかであり、この点からも山門の権限が相対的に弱まっていたと指摘できる。

天文元年（一五三二）八月二十四日、山科本願寺が六角定頼に攻められ焼失する事件が起きる。これは細川晴元と本願寺証如の対立から端を発したものであるが、本願寺家臣下間氏の内部抗争、一向一揆に対する日蓮宗の蜂起が重なり、複雑な状況となる。さらに出兵を依頼された六角氏が大きく関与していくのだが、六角氏が介入した要因は他にもあると考えられる。六角氏と本願寺の対立は天文五年の講和を以って終結するのだが、その際の交渉内容が『天文御日記』に記されている。

【史料四】^⑨

六角方へ貴國門下相放候由認而、書狀初而遣候、是ハ彼方より所望候、其子
細者、連々此儀被_レ申候へ共、種々之儀申候、雖_レ然善惡於_二門徒不_レ放者、和与申間敷之由候間、各にも申聞、彼方より来候、如_二案文_一認而、以_二兼營_一上野ニ渡候、

本願寺は六角方へ「貴國門下相放」主旨の書状を遣わしており、『大津市史』ではこれを「六角方の和与の条件を、本願寺側が納得したことを示す」としている。^⑩この『天文御日記』の記述にある近江門徒を追放する、という条件がどれほどの範囲・規模と実行力を

持ったかは不明だが、六角氏の意図が一向一揆の排除であったということがわかる。山門同様、六角氏にとっても近江国内の一向一揆の存在は障碍であったと考えられ、次第に勢力を増す本願寺教団と湖東を基盤に領国拡大をはかる六角氏の衝突が本願寺焼き討ちへと繋がったのであり、六角定頼の根本的な意図は近江の本願寺勢力を削ぐことにあったといえる。

一方、堅田内部の動きであるが、永正十七年（二五二〇）十一月十日、堅田惣庄中宛て六角氏家臣奉書では堅田の対岸にある沖島沿岸の蘆の知行宛行がみられる。

【史料五】^⑪

沖洲蘆之事、種々被_レ歎申_一之間、如_二先々_一知行不_レ可_レ有_二相違_一候由、（被_レ大之仰出候也、仍執達如_レ件、

永正拾七年十一月十日

（進藤）貞治 花押
（池田）宗雄 花押

堅田

惣庄中

七年前の永正十年に守護代伊庭貞隆・貞説父子から「当庄知行分奥島・同沖蘆并諸浦役諸公事等之事」を「如_レ元返付」され、「於_二向後_一不_レ可_レ有_二相違_一」ものと安堵されており、同十七年七月にはその伊庭氏を六角氏が討っている。^⑫つまりそれまでは伊庭氏が沖島の蘆に関する知行宛行権を持っていたのだが、伊庭氏の乱が起きたため、六角氏奉行人が改めて安堵するに至ったのである。村井祐樹

氏は堅田側が六角氏に「嘆申」して安堵されたものとし、堅田が自己の上部権力を山門ではなく六角氏と認識していたと解釈している。山門ではないということについては賛成できるが、寺内町である堅田の住人が六角氏のみを上部権力と認識していたことには疑問が残る。結論からいえば、堅田住人が上部権力とした勢力は一つではない。根本的に中世期の在地の人々に一つの権力との主従関係を持つという概念は存在しないのである。堅田住人は、たとえ真宗門徒の者でも、本願寺のみを上部権力として捉えていたわけではなく、所領関係では守護がその宛行権を持っているのだから真宗門徒が六角氏に「嘆申」するのは当然である。

これについて堅田諸侍の一人、南氏関係史料からも同様のことが言える。高木叔子氏は六角氏被官の永原重虎書状から、永禄八年（二五六五）時点で南氏から六角氏へ、進藤賢盛を通じて定期的に銭が納められていたと指摘した。ここに登場する南千熊は『天文御日記』に直参身分をもつ慈敬寺門徒であることも高島幸次氏によって言及されている。つまり本願寺と六角氏が対立していたとしても、両者と関係を持つており、それは中世の地域社会における特徴の一つでもある。

また六角氏は永禄二年四月と翌三年七月に米止令を布く。これは浅井氏との戦乱による軍事政策で、湖上の水運を制限した。ただし堅田船のみ一時的に通行を許可するという書状が出されている。その内の永禄二年のものが以下の史料である。

【史料六】

国中雖_ニ米止、堅田舟之儀、有_ニ子細、来_ニ廿日之内上船之事、無_ニ其煩、可_レ有_ニ勘過、於_ニ廿日相過者、堅可_ニ相止之由、被_ニ仰出候也、仍執達如_レ件、

永禄貳年四月十日

（隠岐）賢広（花押）

（平井）定武（花押）

諸関奉行中

諸浦地下人中

この史料は、従来堅田のみ認められていたことから、「湖上特権」を補強する史料として用いられてきた。一方、村井氏は、堅田側が六角氏に申請しているとし、浅井氏との軍事的緊張の高まりという、六角氏側の政治的都合から発布されたもので、堅田も六角氏の影響下にあったと評価している。しかし「有子細」という文言は堅田側からの申請ではなく、軍事的緊張の中で米止令を出したが、一時的に六角氏側が堅田船を必要とし、その事を諸関に通達したと理解できる。堅田側が申請したのであれば【史料五】のように「被歎申」とするのではないか。戦国期の堅田住人、特に諸侍と呼ばれた人々は湖上水運という能力を持ち、山門や本願寺との関わりの中で武力と経済力を保持した。彼らは一つの上部権力のみに従うことはせず、その時々利害によって力を用いたのである。在地領主制という中世の特徴は近江国湖西地域にもみられた。堅田諸侍は在地領主ではないが、中間層、境目地域という共通点を持ち、そうした着眼点を

もって中世期堅田の実態を捉えていかなければならない。

以上、戦国期における諸勢力として本願寺と六角氏の動向をみてきたが、いずれも堅田を重要視していたことは明らかである。その要因はやはり湖上交通の要衝であり、経済拠点であること、そして武力の保有である。一方の堅田住人をみると、彼らは特定の勢力を上部権力とはしなかった。堅田の経済発展の多くは本願寺との関わりに起因するが、堅田全体を真宗門徒の町として捉えることはできない。また村井氏が言うように堅田側が六角氏を上部権力と認識していたことも一概には言えない。

おわりに

これまで戦国末期から江戸初期における堅田の発展は、古代から積み上げられてきた「湖上特権」によるものとされてきた。しかし下鴨社の保障により独占を図ったとされる廻船と漁業は、他浦と同等程度の権益しかみられず、そのため対立が生じ、度々相論を起した。湖岸全域を視野に入れて捉えれば、優位性はみられない。鎌倉期においても堅田の権益に「特権」と言えるような史料の根拠はない。画期となるのは十四世紀に起こる商品経済社会の浸透であり、そうした社会背景と山門の介入とによって室町期には堅田関が設置され、それに付随して上乘が生じた。これらはあくまで山門の権益であったが、応仁・文明期を境に山門の支配が希薄になると、本願寺派が湖西門徒の再統制を行ない堅田は寺内町として更なる発展を

遂げていった。その物理的要因としては船の保有と水運能力、そして武力の存在、地理的要因では琵琶湖最狭部、交通の要衝という点が指摘できる。そしてそこに注目した本願寺派との結合が堅田の優位性を決定付けたと言ってもよい。つまり堅田の場合、湖岸集落として当然持ち得た権益だけで経済的發展を可能とした。

十六世紀に入り、蓮淳による門徒再統制は本願寺派の組織構造を強化するものであったが、一方、在地である堅田内部では真宗門徒間の対立を生む結果となった。その根幹には門徒それぞれに自身の生活、権益の安定を求める動きがあったからであろう。つまり堅田住人の主体性は政治や宗教などで語れるものではない。これは中世という在地社会の特徴とも言え、他の在地でも同様のことが言える。一向一揆という大名権力とも対立するほどの武力蜂起は自己の権益をめぐる闘争の中から登場したものである。六角氏はそうした在地の武力を否定しきれずに没落していった。

時代が移り、織田信長や豊臣秀吉という統一権力の登場によって在地の武力は否定され、堅田住人は水運従事者として組織化される。中世という時代が終焉を迎え近世になると、大津・八幡と並び、「諸浦の親郷」と称され、琵琶湖の重要な水運力として権益は保障されていく。しかしながら技術の進歩により外海の航路が主流となってきた江戸中期以降、次第に湖上水運は衰退し、堅田の町はかつての繁栄を失っていった。そのため中世の堅田を描き出すのは困難であるが、その実態を明らかにすることは近江国や畿内、さらには

日本全体の社会状況を知る上で重要である。

註

- ① 正式には賀茂御祖神社。本文中では便宜上「下鴨社」で統一する。同様に賀茂別雷神社は「上賀茂社」とする。
- ② 「賀茂御祖皇太神宮諸国神戸記」建久五年十月九日条。以下「賀茂御祖皇太神宮諸国神戸記」の引用は、橋本道範「中世前期の堅田魚撈―賀茂御祖皇太神宮諸国神戸記」所収堅田関係史料の紹介（水野章二編『琵琶湖と人の環境史』、岩田書院、二〇一一年）での翻刻・校訂に従った。
- ③ 新行紀一「中世堅田の湖上特権について」（『歴史学研究』三四九号、一九六九年）、横倉譲治「湖賊の中世都市 近江国堅田」（誠文堂出版、一九八八年）、六〇頁。
- ④ 「大徳寺文書」（『大日本史料』第七編之十三、四〇八頁）。
- ⑤ 井上鋭夫「一向一揆の発生」（『一向一揆の研究』、吉川弘文館、一九六八年、三二七頁）。
- ⑥ 「新修大津市史」第二卷（大津市役所、一九七九年）、一三二頁。新行氏前掲論文。
- ⑦ 水戸英雄「堅田一向一揆の基礎構造」（『歴史学研究』四四八号、一九七七年）。
- ⑧ 網野善彦「中世の堅田について」（『年報中世史研究』第六号、一九八一年）。
- ⑨ 横倉氏前掲書。
- ⑩ 佐野静代「琵琶湖の自然環境からみた中世堅田の漁労活動」（『史林』五〇一、二〇一三年）。
- ⑪ 井上氏前掲論文。
- ⑫ 峰岸純夫「一向一揆の本質と基盤」（『中世社会の一揆と宗教』、東京大学出版会、二〇〇八年）。

- ⑭ 水戸氏前掲論文。田口綾「中世後期の堅田とその実態―堅田本福寺をめぐる二つの記録から―」（『佛敎大学大学院紀要』文学研究科篇第四十一号、二〇一三年）。
- ⑮ 新行氏前掲論文。
- ⑯ 同右。
- ⑰ 同右。
- ⑱ 例えば水戸氏は「堅田は、船数と造船技術において湖岸所浦に對し優位を保ち」とし、新行氏の論を註に付している。
- ⑲ 「近江国滋賀郡古津者。先帝旧都。今接輦下。可追昔号改称大津云々。」（『日本紀略』延暦十三年十一月八日条、『新訂増補国史大系』第十卷、吉川弘文館、一九六五）。
- ⑳ 「新修大津市史」第二卷、一三頁。
- ㉑ 杉江進「近世琵琶湖水運の研究」（思文閣出版、二〇一一年）、一三一―一四頁。
- ㉒ 『正倉院文書』（『大日本史料』第一編之九、六三五頁）。
- ㉓ 『日本歴史地名大系 滋賀県の地名』（平凡社、一九九一年）、「朝妻湊」項。
- ㉔ 「賀茂別雷神社文書」（『大日本史料』第五編之七、九九一頁）。
- ㉕ 「堅田大宮社年中諸役并下行儀式」によれば永祿五年（一五六二）にも「小鮎のすし」などの供御備進が見られる。
- ㉖ 「賀茂御祖皇太神宮諸国神戸記」建久五年十月九日条。
- ㉗ 「賀茂御祖皇太神宮諸国神戸記」（『大日本史料』第三編之一、八二七頁）。
- ㉘ 新行氏前掲論文。
- ㉙ 網野善彦「近江国堅田」（『日本中世都市の世界』、講談社、二〇一三年）。
- ㉚ 「賀茂御祖皇太神宮諸国神戸記」建久七年二月日条。
- ㉛ 『本福寺由来記』（千葉乗隆『本福寺史』、同朋舎、一九八〇年、一九一頁）。

- 32 『菅浦文書』上巻（有斐閣、一九六〇年）、三九八号。
- 33 『菅浦文書』下巻、七〇九号。
- 34 『菅浦文書』上巻、三九七号。
- 35 佐野氏前掲論文。
- 36 伊賀敏郎『滋賀県漁業史 上（概説）』（滋賀県漁業組合連合会、一九五四年）。
- 37 『華頂要略』（東京大学史料編纂所データベースより引用）。
- 38 『蓬左文庫所蔵金澤文庫斉民要術裏文書』（『鎌倉遺文』十四巻、一〇八二五号）。
- 39 註の網野氏前掲論文。横倉氏前掲書、七八一八〇頁。
- 40 『妙法院文書』（『新修大津市史』第二巻、二四四頁所引）。
- 41 下坂守「山門使節制度の成立と展開」（『中世寺院社会の研究』、思文閣出版、二〇〇一年）。
- 42 『辻井周哉文書』（東京大学史料編纂所データベースより引用）。
- 43 新行氏前掲論文。
- 44 新行氏前掲論文。
- 45 『本福寺跡書』（『本福寺史』、一五三頁）。
- 46 新行氏前掲論文。
- 47 豊田武「『中世水運』の増補」（徳田釵一・豊田武『増補 中世における水運の発達』（巖南堂書店、一九六六年）、三三三頁。
- 48 新行氏前掲論文。
- 49 『本福寺跡書』（『本福寺史』、一四二頁）。
- 50 『新修大津市史』第二巻、二四一頁。今堅田は大賣の際は山門側に立って堅田を攻めたが、還住以降の対立関係は見られない。
- 51 脇田晴子『室町時代』（中央公論新社、一九八五年）、六頁。
- 52 水戸氏前掲論文。『新修大津市史』第二巻、一三三―一三三頁。
- 53 馬場道場は明応から永正年間に寺号免許を受けて本福寺となる。以下、本福寺とする。
- 54 『新修大津市史』第二巻、三四九頁。

中世における近江堅田と諸勢力の動向

- 55 『本福寺跡書』（『本福寺史』、一四一頁）。
- 56 横倉氏前掲書、一三五頁。
- 57 同右、三七九―三八一頁。
- 58 同右、三七〇―三七四頁。
- 59 峰岸純夫「一向一揆の構造」（峰岸氏前掲書）。
- 60 『金森日記抜』（『真宗全書』第六九巻、国書刊行会、一九七六年）。
- 61 『本福寺由来記』（『本福寺史』、一八七頁）。
- 62 『新修大津市史』第二巻、二四七頁。
- 63 『本福寺跡書』（『本福寺史』、一五一頁）。
- 64 初見史料は『堅田旧郷土共有文書』（県有影写文書『滋賀県史採集文書』、滋賀県立図書館、大正十一年七月）、明応八年十一月八日。
- 65 下坂守「堅田大賣と坂本の馬借」（『北西弘先生還暦記念会編『中世社会と一向一揆』、吉川弘文館、一九八五年）。
- 66 横倉氏前掲書、一五九―一六〇頁。
- 67 『新修大津市史』第二巻、三五四頁。
- 68 同右。
- 69 『本福寺跡書』（『本福寺史』、一六八頁）。また新在家御坊は後に称徳寺、さらに慈敬寺と名を改める。以下、慈敬寺とする。
- 70 高島幸次「近江堅田の土豪猪飼氏について」（『木村武夫先生喜寿記念 日本佛教史の研究』、永田文昌堂、一九八六年）。
- 71 『天文御日記』（『真宗史料集成』第三巻、同朋舎、一九七九年）。
- 72 峰岸氏前掲論文、一三七―一三八頁。
- 73 田口氏前掲論文。
- 74 この戦乱において高頼は西軍に付き、東軍の幕府や山門と対峙する。当初は窮地に立たされたが、最終的に近江国内の支配権拡大に成功する。
- 75 幕府は権力回復、近江の安定化を求め、長享元年（一四八七）に九代將軍義尚、延徳三年（一四九一）には十代將軍義材が六角氏追討の軍を發した。しかし最後まで高頼を討つことは叶わず、結果的

に幕府権力の弱体化を露見させることとなった。

⑦⑥ 管領細川政元は明応二年（一四九三）、將軍義材の留守中に義澄を十一代將軍に擁立し、政權を確立した。北陸へ逃れた義材は河内の畠山尚順などと呼ばひかけ政元追討を画策したが失敗に終わった。政元に従ったことで高頼は近江国守護の地位を確立した。

⑦⑦ 村井祐樹「佐々木六角氏と近江国内外交通」（『戦国大名佐々木六角氏の基礎研究』、思文閣出版、二〇一二年）、一二〇頁。

⑦⑧ 「山門使節連署状」（『新修大津市史』第二卷、一二七頁）。

⑦⑨ 「伊勢貞宗書状案」（村井祐樹『戦国遺文 佐々木六角氏編』、東京堂出版、二〇〇九年、五〇号）。

⑧① 「六角氏家臣奉書」（『戦国遺文 佐々木六角氏編』、三二四号、七四八号）。

⑧② 「天文御日記」天文五年十二月一日条。

⑧③ 「新修大津市史」第二卷、三六七頁。

⑧④ 「堅田旧郷土共有文書」。

⑧⑤ 「堅田小番城文書」（『戦国遺文 佐々木六角氏編』、一八五号）。

⑧⑥ 「新修大津市史」第二卷、四四四―四四五頁。

⑧⑦ 村井氏前掲論文。

⑧⑧ 高木叔子「戦国期堅田の土豪に関する一考察―滋賀県立安土城考古学博物館新収文書を通して―」（『近江歴史研究会編『琵琶湖博物館開設準備室研究調査報告』八号、一九九六年）。

⑧⑨ 高島氏前掲論文。

⑨① 「居初文書」（『戦国遺文 佐々木六角氏編』、七八八号）。

⑨② 「新修大津市史」第三卷（大津市役所、一九八〇年）、四八頁には「湖上をおさえる堅田諸侍に対する六角氏の配慮」とある（下坂守筆）。一方で水戸氏は前掲論文において「堅田は湖上流通における伝統的实力者として重要な位置を与えられていた」というに留まっている。

⑨③ 村井氏前掲論文。